

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会
開 催 日 時	令和6年4月22日（月） 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	会長：大谷 由紀子 委員 副会長：山野 高志 委員 委員：宮本 勝裕 委員、井本 由之 委員
欠 席 者	—
案 件 名	（1）会長及び副会長の互選について （2）委員会の運営について （3）ほこみち制度の活用について （4）実証実験者選定について ①申請状況等 ②審査・採点 ③選定 （5）今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名 称	資料1 参加者名簿 資料2 関係例規等 資料3 枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会の傍聴に関する取扱要領（案） 資料4 樟葉駅前広場における「ほこみち制度」活用の概要 資料5-1 申請状況等一覧表 資料5-2 審査・採点方法 資料5-3 審査表 資料5-4 採点表 資料6 今後のスケジュールについて
決 定 事 項	・会長に大谷委員、副会長に山野委員を選任することを決定。 ・会議は枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる場合を非公開、含まれない場合を公開とし、今回の第1回は非公開とすることを決定。会議録と委員会の提出資料は本委員会の答申後に公表することを決定。傍聴については、枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会の傍聴に関する取扱要領（案）に基づき、会議を公開とする場合のみ原則認めることを決定。 ・審査結果、採点結果、実証実験者の選定について決定。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表

傍 聴 者 の 数	－
所 管 部 署 (事 務 局)	土木部 土木政策課

審 議 内 容

事務局	【1. 開会】 皆様、こんにちは。本日はご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より第1回枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会を開催いたします。 私は、事務局の枚方市土木部土木政策課課長の塚本でございます。本委員会は、道路空間での賑わい創出を目的に道路法の規制緩和制度である、歩行者利便増進道路制度、いわゆるほこみち制度の活用を進めるうえで、公募占用指針の策定や占用予定者の選定について審議・審査を行うために設置する委員会でございます。 委員の皆様方におかれましては、快く委員就任をお受けいただき感謝申し上げます。委嘱状をお手元の封筒にご用意させていただいておりますのでご確認くださいようお願いいたします。 本日第1回目の開催となりますので、会長と副会長の選出までの間、事務局で進行役を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 それでは本委員会の開催にあたり、市を代表しまして枚方市土木部長の田村からご挨拶申し上げます。
事務局	土木部長の田村でございます。 この度は委員をお受けいただき誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましてはご多忙の中、本委員会にご出席頂きましたこと重ねて感謝申し上げます。 近年、人口減少や少子高齢化が相まって、持続可能なまちづくりや賑わいと活力のあるまちづくりが求められており、実現にあたっては公共空間をいかに活用していくかがひとつのポイントになっていると認識しております。公共空間のひとつである道路については、車から人中心の使い方へと変化してきている流れもあり、本市としてウォーカブルなまちづくりを目指しており、枚方市駅周辺の再開発にも取り組んでいるところです。 また、道路にカフェやベンチなどを置いて賑わいを創出していきたいという地域の声も聞いており、このような中、令和2年5月の道路法改正において歩行者利便増進道路制度が創設され、全国で取り組まれている状況でございます。 本委員会につきましては、今後本市において「ほこみち」制度の活用を進めるにあたり、「ほこみち」の占用予定者を選定いただき、その結果を枚方市長に答申していただくために設置した委員会でございます。これが実現すると大阪府下では「御堂筋」「なんば広場」に次ぐ3例目、市としては2市目となり非常に注目されている事業と認識しております。 今年度、本委員会は計4回の開催を予定しており、本日ご参加いただいております各委員の皆様方には、慎重なる審議のほど、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。
事務局	本日、第1回目の委員会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでは、本市の規定に基づき公開とさせていただきます。

事務局	また、本市では審議会の会議録について、委員の皆様の発言内容を全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることを定めておりますことから、補助的に会議を録音させていただくことをご了承くださいますよう、よろしくお願い致します。 なお、委員の皆様には、本市条例の規定により守秘義務が課せられておりますので、よろしくお願い致します。 本日の出席委員は4名で、全員のご出席をいただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告致します。 それでは、委員の皆様方をご紹介します。 ＜委員紹介＞ それでは最後に、皆様のお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。 ＜資料確認＞ 【2. 会長及び副会長の互選】 それではこれより、次第2の案件に移りたいと思います。 次第2（1）「会長及び副会長の互選」についてお諮りしたいと思います。 本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっておりますが、選任方法についてはいかがいたしましょうか。 特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案でよろしいでしょうか。 ＜異議なしの声＞ ありがとうございます。異議なしということでございますので、大谷委員を会長、山野委員を副会長に選出することにしたいと思います、いかがでしょうか。 皆様方の拍手をもってご承認をお願いいたします。 ＜拍手＞ ありがとうございました。それでは、ご賛同いただきましたので、大谷会長、山野副会長、どうぞよろしくお願い致します。では、お席の移動をお願いいたします。 ＜会長、副会長の席の移動＞ それでは会長より一言ご挨拶を賜りたいと思いますのでよろしくお願い致します。
会長	先ほど会長に選任いただきました摂南大学の大谷でございます。 枚方市では市駅前のT-SITEが有名で建築関係者の間でも話題となり、賑わいのある駅前広場という印象を持っております。

事務局	今回ほこみち制度を活用される樟葉駅前広場においても、賑わい溢れる駅前広場となるよう委員の皆様方と一緒に、占用予定者の選定を行ってまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。 ありがとうございました。 本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。委員の皆様にもその写しをお配りしております。 それでは、土木部長の田村から、大谷会長に対しまして本委員会への諮問をさせていただきたいと思います。
事務局	枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会 会長 大谷由紀子様 枚方市歩行者利便増進道路占用予定者の選定にあたり、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により次の内容について諮問いたします。 歩行者利便増進道路における公募占用指針の策定 利便増進誘導区域の占用予定者の選定
事務局	本委員会の諮問内容は諮問書の通りですが、第1回につきましては、持続可能な賑わいを創出するイベント利用や占有者による芝生等の日常管理についての可能性や効果などを確認・評価し、将来的な公募占用指針の策定と利便増進誘導区域の設定に繋げることを目的とした実証実験の実施者を評価・選定いただくものでございます。 それでは、以降は大谷会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
会長	【3. 委員会の運営について】 それでは委員会を進めてまいりたいと思います。 次第2（2）「委員会の運営について」事務局から説明願います。
事務局	それでは、事務局よりご説明させていただきます。 （資料2 「関係例規等」の説明） （資料3 「枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会の傍聴に関する取扱要領(案)」の説明）
会長	ただいま、事務局から委員会の公開等及び傍聴に関する説明がありましたが、委員の皆さまからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。特にご意見等がないようでしたら、お諮りしたいと思います。 本件について、まず、委員会の会議は枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる場合を非公開とし、含まれない場合を公開とし、今回の第1回は非公開とすること。次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表とすること。最後に傍聴については、会議を公開にする場合のみ原則認めることにご異議ありませんか。

	＜異議なしの声＞ ありがとうございます。ご異議なしと認めます。 よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。 では、さっそくですが、傍聴要領の第３項では「傍聴人の定員及び受付方法は、会場の都合により会長が決定する」とあります。傍聴希望者はできる限り傍聴していただくことが望ましいとは思いますが、会場の都合もございます。受付方法も含め事務局としての考えはありますか。
事務局	会場の都合もございますので傍聴人の定員は１０名以内と考えております。受付方法は会場の入口において、会議の開催時刻の３０分前から先着順に行うこととし、傍聴の希望者は一般傍聴者受付簿に氏名・住所を記入し、協議会の長の許可を受けるものとします。また、傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定したいと考えております。事務局の考えは以上でございます。
会長	傍聴定員と受付方法につきまして、ただいま事務局から提案がございました、いかがでしょうか。よろしければ事務局案のとおりに決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	【４．ほこみち制度の活用について】 それでは、次に、次第２（３）の『ほこみち制度の活用について』、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局よりご説明させていただきます。 （資料４ 「ほこみち制度の活用について」の説明）
会長	【５．実証実験者選定について】 それでは、次に、次第２（４）の『実証実験者選定について』、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局よりご説明させていただきます。 （資料５－１ 「申請状況等一覧表」の説明） （資料５－２ 「審査・採点方法」の説明） （資料５－３ 「審査表」の説明） （資料５－４ 「採点表」の説明） 本日は、この場で委員の皆さまにご審査いただき、皆様の審査が終わりましたら、事務局の方で審査表を集約して各委員名を記載した審査表を皆様にご提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

	今回、占用期間①②それぞれに同じ事業者から申請がございますので、それぞれの占用期間について審査いただくこととなります。
会長	ただいま事務局から説明があったとおり、本日、ここで委員の皆様には審査いただきたいと考えております。審査が終わった委員は挙手をしていただいて、事務局の方で審査表を回収していただくようお願いします。審査の時間は目安として概ね 10 分程度でお願いしたいと考えております。審査にあたって、何かご質問等がありますでしょうか。
委員	今回、申請が 1 件のみのため、複数団体の比較ではなく、この申請者に対して審査することになるが、不採用になることはあるのでしょうか。
事務局	本委員会の合議による審査結果において、審査項目が一つでも不十分であると判断された場合は不合格となります。
委員	申請団体である、「樟葉駅前広場活性化協議会」という名称は申請団体が自ら付けた名称なのか、今回の募集対象である 1 次占用者になるために付けられた名称なのでしょうか。
事務局	今回の申請団体である「樟葉駅前広場活性化協議会」は、樟葉駅周辺の活性化を目的に、昨年 11 月に設立された協議会であり、今回の応募のために付けされた名称ではありません。
会長	その他、ご質問はありますか。 無いようですので、それでは委員の皆さま、審査をお願いいたします。 ＜各委員による審査＞
事務局	それでは審査結果についてご説明させていただきます。 ただいま、スクリーンに委員全員のお名前と審査結果を記載した「審査集計表」を映しております。恐れ入りますが、入力に誤りが無いか確認をお願いします。 各委員の審査の結果、占用期間①、②ともに合格が 3 名、不合格が 1 名となっており、審査項目⑬「騒音対策、ごみ処分など周辺環境への配慮が事業計画で確認できること」について、1 名が不合格となっておりますので、ご議論をお願いします。
会長	事務局から説明がありました通り、各委員の審査結果が割れておりますので、議論により委員会の審査結果を決定することとします。
委員	騒音対策について、直接的な記載は無いが、騒音対策を一つの対策例として、色々な面で周辺環境への配慮を求めるということであれば合格として良いかと思います。
委員	周辺に住宅や塾などは無く、商業施設に囲まれているエリアでもあることから、占用物に対する苦情対応などで周辺環境への配慮が一定されていると判断できると思います。

委員	審査結果を通知する際に、各委員からの審査に対するコメントを付けて通知して頂くことは可能でしょうか。
事務局	委員会で頂いたご意見は、今後対象エリアで維持管理と賑わいを持たしていくためにも、選定者に伝えるべきだと思っております。
委員	伝えて頂けるということなので、気になった点をご説明させていただきます。 緊急連絡体制について、実際の緊急時にどのタイミングで誰が動くのか、具体的な部分が見えてこなかったもので、しっかりと整理された上で取り組んでもらいたいと思います。
会長	事務局においては、安全面での対応などについて申請者へ伝えていただきますようお願いします。 それでは委員会の審査結果として、占用期間①、②ともに「合格」とすることにご異議はありませんか。 ＜異議なし＞ ご異議なしと認めます。 よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。
事務局	ありがとうございます。 それでは、お名前を伏せて ABCD 表記にしたものを、委員会の公表資料とさせていただきます。
事務局	続いて本日は、この場で委員の皆さまにご採点いただき、皆様の採点が終わりましたら、事務局の方で採点表を集約して各委員名を記載した採点表を皆様にご提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。各委員の採点に極端な差が生じた場合は、議論の上、再度採点できることとさせていただきます。今回、占用期間①②それぞれに同じ事業者から申請がございますので、それぞれの占用期間について採点いただくこととなります。
会長	ただいま事務局から説明があったとおり、本日、ここで委員の皆様に採点いただきたいと考えております。採点が終わった委員は挙手をしていただいて、事務局の方で採点表を回収していただくようお願いします。 採点の時間は目安として概ね 10 分程度でお願いしたいと考えております。採点にあたって、何かご質問等がありますでしょうか。
委員	採点において、欠点などは設けずに先ほどの審査で合格しているため、点数に関係なく合格となるという認識でよろしかったでしょうか。

事務局	今回は申請者数が1件であったため、審査結果が合格であれば選定することにはなりますが、募集要綱において、審査・採点を行うこととしておりますので、申請者の応募内容について、採点結果も含めて総合的にご判断いただくこととしております。
会長	その他、ご質問はありますでしょうか。 無いようですので、それでは委員の皆さま、採点をお願いいたします。 ＜各委員による採点＞
事務局	それでは採点結果についてご説明させていただきます。 ただいま、スクリーンに委員全員のお名前と採点結果を記載した「採点集計表」を映しております。恐れ入りますが、入力に誤りが無いか確認をお願いします。 各委員の採点の結果、占用期間①の各委員の採点を合計した点数は「298点」となりました。次に、占用期間②の各委員の採点を合計した点数は「301点」となりました。
会長	ありがとうございます。各委員の点数にばらつきがある項目がありますので、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。
委員	樟葉駅前の特性を踏まえた取り組み内容に期待していたが、くずはモールに隣接していること程度の記載しかなく、事業計画書から感じ取れなかった部分が残念に思いました。 その他、気になった点として、過去のイベント実績から、適切な人員の配置が見られなかったこと、今後の芝生維持管理に繋がるモデルケースとなるような取り組みがなかったこと、実証実験の対象エリア外への配慮に関する取り組みがなかったことなどが気になりましたので、実証実験の実施にあたっては、これらの内容も踏まえながら取り組んでももらいたいと思いました。
委員	構成員を見る限り樟葉駅前広場の特性を把握され、地域の良さを引き出そうとされていると思うが、書類ではそのあたりが読み取れなかったため、この手の応募に長けている事業者と競合した場合は、厳しい結果となっていた可能性があるように思いました。
委員	計画書の冒頭に、特急停車駅であることや大型商業施設の入り口であるといった記載があればよかったが、地元事業者であることからそのあたりが当たり前になっているように感じたので、ほこみち占用者を選定する際は、今回よりも選定基準のハードルを上げた方がよいのではないかと思います。
委員	地域を活性化させたいという機運が大切でもあるので、取り組まれる内容については、今後ブラッシュアップされていくことに期待したいと思います。
会長	事務局においては、樟葉駅前広場の立地やポテンシャル、地域の特性を活かした独自の取り組み内容となるよう申請者へ伝えていただきますようお願いいたします。

	それでは、占用期間①の各委員の合計点数「298 点」を委員会の評点とすることにご異議はありませんか。 ＜異議なし＞ 次に、占用期間②の各委員の合計点数「301 点」を委員会の評点とすることにご異議はありませんか。 ＜異議なし＞
事務局	ありがとうございます。 それでは、お名前を伏せて ABCD 表記にしたものを、委員会の公表資料とさせていただきます。 それでは、審査・採点の結果を踏まえ、この申請者を実証実験の占用期間①、②の実施者とするについて適当かどうか、委員会としてのご協議をお願いします。
会長	それでは、申請団体「樟葉駅前広場活性化協議会」を実証実験の占用期間①、②の実施者に選定することにご異議はありませんか。 ＜異議なし＞ ご異議なしと認めます。 よって、申請団体「樟葉駅前広場活性化協議会」を実証実験の占用期間①、②の実施者に選定することと決定します。
会長	【5. 今後のスケジュールについて】 それでは最後に、次第 2（5）の『今後のスケジュールについて』、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局よりご説明させていただきます。 （資料 6 「今後のスケジュールについて」の説明）
会長	ありがとうございます。 それでは、これをもちまして、第 1 回 枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。